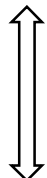


## 遊具等の収納について（整理）

## 1 収納に関する提案条件（整理）

**原則** ①遊具等を倉庫1及び倉庫1前の壁面収納（KG-12 2箇所）に原則として全て収納できること（仕様書6(1)ア（イ）⑤及びイ（ア）⑤参照）。



②遊具等の規格については、収納先となる倉庫1等の有効開口を通ることを確認すること。遊具等を簡易な手順（分解等）により小さいパーツにし通る場合も可とする（仕様書6(1)ア（エ）参照）。

**①の例外** 壁面遊具等、占有延べ床面積が極小であるもので、収納しなくても他用途での活動室3の使用に支障を生じないと発注者が認められる遊具等は、常設として提案しても差し支えない。常設する遊具等を提案する場合は、部分的な収納の提案のときと同様に、当該常設遊具等を隠せるカーテンの設置等の処置も必ず提案すること（仕様書6(1)イ（ア）ただし書き参照）。

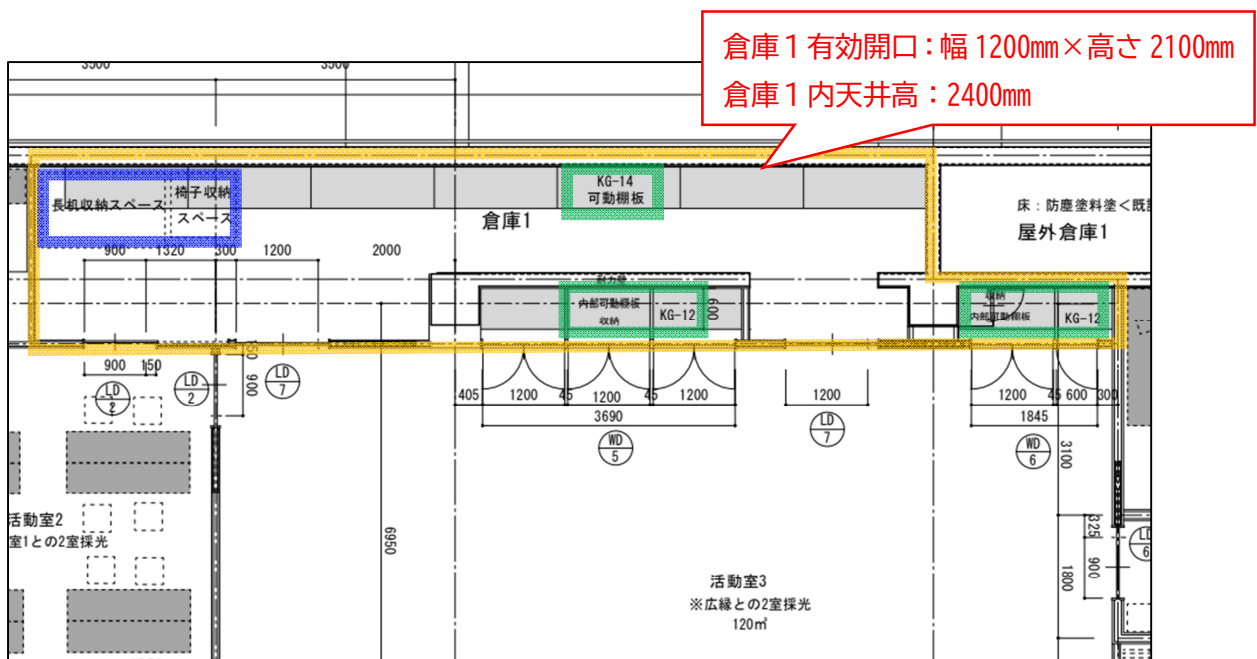


**追加提案可** 活動室3の汎用的な利用や収納に係る手間の低減のため、部分的な収納などの別の収納方法も可能であれば追加提案すること。部分的な収納などを提案する場合は、活動室3内に残る遊具等を布やカーテン等で隠すなど処置も提案すること。また、当該処置に係る費用も事業費に盛り込むこと（仕様書6(1)ア（エ）参照）。

※ 部分的な収納などは、あくまで追加で提案できるものです（部分的な収納のみの提案は、できません）。上記の**①の例外**を除き、**原則①②**どおり倉庫1及び倉庫1前の壁面収納に全て収納できる遊具等を提案してください。

## 2 遊具等の収納先

- (1) 倉庫1及び倉庫1前の壁面収納(KG-12 2箇所)を収納先とします。…
- (2) のうち、「長机収納スペース」「椅子収納スペース」( )は、活動室2で使用する物品を保管するためのスペースなので、遊具等の保管スペースとして使用できません。
- (3) 倉庫1内の「可動棚板」(KG-14)及び壁面収納内の「内部可動棚板」(KG-12)は、遊具等の収納のために必要であれば、発注者との協議のうえ、撤去も含め、設計内容を変更できます。このため、企画提案に当たっては、「可動棚板」「内部可動棚板」を設計のまま使用しても良いですし、設計内容を変更した形で提案しても構いません。最終的には、受注候補者として選定された後に、提案内容を踏まえ、設計の変更を決定します。



※別添1のp2から抜粋

## 3 遊具等の収納のしやすさの審査・評価基準

別添5の項目「3-3. 収納のしやすさ」(配点20点)において、次の視点で評価します。

- ①提案する遊具等を倉庫1等(倉庫1及び倉庫1前の壁面収納(KG-12 2箇所)に原則として全て収納できるように計画されており、実際に収納を行う現場職員の負担を減らす工夫があるか(占有延べ床面積が極小の遊具に係る常設の提案など)。
- ②活動室3の汎用的な利用や収納に係る手間の低減のため、部分的な収納などの別の収納方法の有用な提案がされているか
- ③遊具等は、収納のしやすさ(簡易な手順、短い時間、少ない人数で収納できることを基本とする。)も重視した選定がなされているか。